

社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和4年5月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)		接着冠 (材料料を含む)			ボンテック (1歯につき) (材料料を含む)						
		5 歯以下	6 歯以上		前歯	小白歯	大白歯	鑄	金	バラ	小白歯	1476
	印象採得料	282 (423)	334 (501)	金バラ	1056	996	1265	造	その他	銀合金	大白歯	1817
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	銀合金	405	345	360	レジン前装金属	金	バラ	大・小白歯	483
	リテイナー	100 (150)	300 (450)					その他	銀合金	前歯	2011	
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)						金	バラ	小白歯	1676
	装着料	150 (225)	300 (450)							大白歯	1877	
	仮着料	40 (60)	80 (120)							前歯	1243	
										小白歯	697	
										大白歯	557	
	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) …… +90 (+135)					冠及びボンテックの修理						
	内面処理加算2 (接着ブリッジ)(接着冠ごとに) … {1歯…+45 (+68) 2歯…+90 (+135)}					レジン前装金属冠 レジン前装金属ボンテック 窩洞形成 + 充填 + 材料料 60 (90) 106 (159)						
	注) ○5歯以下: 支台歯とボンテック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とボンテック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。					歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンテック、高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定) 修理 + 人工歯料 70 (105)						
	高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ……4229											
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》		○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。 ○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定) ○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く金属歯冠修復、チタン冠、レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠である。			○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く)はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復、CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。 ○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。						
		歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ								
		100	330	440								
	注) ○5歯以下: 支台歯とボンテックの数の合計が5歯以下の場合(高強度硬質レジンブリッジ含む) ○6歯以上: 支台歯とボンテックの数の合計が6歯以上の場合 注) 当該補綴物の装着時に算定する。											
有床義歯	印象採得料 (1装置につき)		有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数			有床義歯内面適合法 (硬質材料)						
	単純印象	簡単なもの …… 42 (63) 困難なもの …… 72 (108)				6月以内						
	連合印象	……230 (391)										
	特殊印象	……272 (462)										
	咬合採得料 (1装置につき)		局 部 義 歯									
	少数歯欠損 (1床1歯~8歯)	…… 57 (97)	1歯~4歯	656 (686)	727 (757)	276 (457) 《427》	168 (274) 《244》					
	多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	……187 (318)	5歯~8歯	795 (825)	949 (979)	328 (546) 《516》	194 (318) 《288》					
	総義歯	……283 (481)	9歯~11歯	1097 (1157)	1221 (1281)	490 (809) 《749》	305 (495) 《435》					
	仮床試適料 (1床につき)		12歯~14歯	1529 (1589)	1835 (1895)	692 (1152) 《1092》	406 (666) 《606》					
	少数歯欠損 (1床1歯~8歯)	…… 40 (60)	総 義 歯	2424 (2539)	2949 (3064)	1020 (1688) 《1573》	625 (1017) 《902》					
多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	……100 (150)	下顎総義歯内面適合法 軟質材料			シリコン系 …… 1596 (2551) 《2436》 6月以内 …… 996 (1531) 《1416》 アクリル系 …… 1530 (2485) 《2370》 6月以内 …… 930 (1465) 《1350》							
総義歯	……190 (285)	歯科技工加算1 …… +50 (+85) 《+85》 歯科技工加算2 …… +30 (+51) 《+51》										
床義歯	磁性アタッチメント (材料料を含む)		装着料									
		前歯・小白歯	大白歯	少数歯欠損 (1歯~8歯) …… 60 (90) 多数歯欠損 (9歯~14歯) ……120 (180) 総義歯 ……230 (345)								
	キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金バラ	1138	1342								
		銀合金	612	621								
	磁石構造体		1037 (1167)									
	鑄造鉤 (材料料を含む)		人工歯料 (有床義歯、ジャケット冠(乳歯))									
		双子鉤	二腕鉤 (レスト付)	部位								
		大大・大小	犬小・小小	大白歯	小白・犬歯	前歯						
	14 K	1504	1271	1251	1015	836						
	金バラ	1361	1120	994	895	847						
コバルトクロム合金	260	260	240	240	240							
線鉤 (材料料を含む)		床用陶歯										
	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)	レストなし	部位								
14 K	823	619	-	両側	片側	両側	片側					
不銹鋼・特殊鋼	231	163	139	レジン歯	24	12	24	12				
コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)		スルフォン樹脂										
	大白歯	小白・犬歯	前歯	硬質レジン歯	62	31	87	43				
鑄造鉤	616	566	542	床用陶歯	58	29	73	37				
コバルト	274	274	274									
バー (1個につき) (材料料を含む)		補綴隙 (1個につき) …… 65										
屈曲 不銹鋼・特殊鋼	298											
鑄造 {金バラ …… 2231 コバルトクロム合金 …… 476}												
保持装置 (1個につき) …… +62												
間接支台装置 (1個につき) …… 111												
有床義歯修理 (装着料を含む) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数		6月以内の修理										
少数歯欠損 (1歯~8歯)		290 (435)《420》			160 (240)《225》							
多数歯欠損 (9歯~14歯)		320 (480)《450》			190 (285)《255》							
総義歯		375 (563)《505》			245 (368)《310》							
歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) …… +50 (+75)《+75》												
歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) …… +30 (+45)《+45》												
注) ○印象採得、咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 ○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。												